

第56号議案

蒲郡市文学記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市文学記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年12月5日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市文学記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市文学記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市文学記念館の設置及び管理に関する条例（平成9年蒲郡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条を次のように改める。

（開館時間等）

第3条 文学記念館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

第4条中「の各号」を削る。

第6条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（過料）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条第2項の許可を受けずに所蔵資料を利用した者

(2) 第6条又は第7条の規定に違反して文学記念館を利用した者

第5条中「入館者は、」を削り、「滅失したとき」を「滅失した者」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第9条 文学記念館の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

第4条の次に次の3条を加える。

（所蔵資料の利用）

第5条 所蔵資料は、学術調査研究のため文学記念館の建物内で利用することができる。

2 所蔵資料を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（利用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文学記念館の利用を制限することができる。

(1) 利用者が公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 文学記念館の管理運営上支障があると認めるとき。

(3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があると認めるとき。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、文学記念館の利用に際してこの条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。